

## 消費税増税に関する具体的な取扱いに関するお知らせ

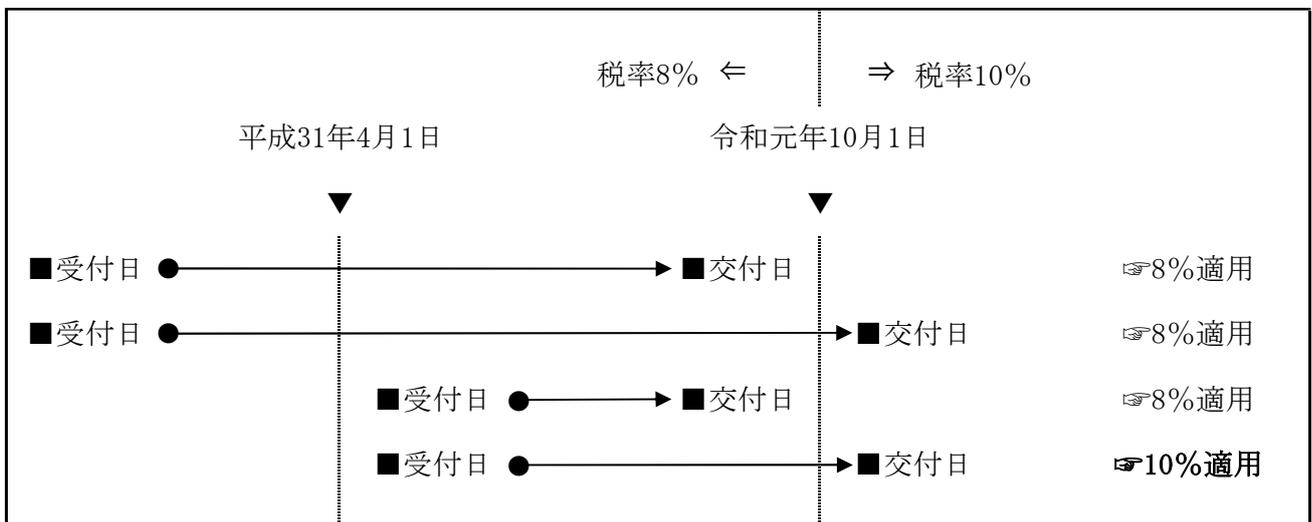
日頃より当社をご利用いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、令和元年10月1日からの消費税引き上げに伴い、当社業務の消費税に関する具体的な取扱いを下記の通りとしますので、ご了承賜りますようお願い致します。

なお、当社ホームページに掲載する手数料の税抜価格に8%もしくは10%の消費税が課税されることとなります。

### 記

#### 【一般事項】

- ・当社の下記業務において、「交付日」(※注1)が令和元年10月1日以降のものは、消費税率10%が適用されます。
- ・引受日が平成31年3月31日以前のもの、経過措置適用対象となり、消費税率8%が適用されます。



【具体的取扱い】

・一括請求以外のお客さまの場合は、下記の取扱いと致します。

業 務	消費税の取扱い
フラット35 適合証明	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年9月17日～30日の引受分については、交付予定日を都度確認した上で請求（交付日が確定し、消費税率が引受時と異なる場合は別途差額精算）</li> </ul>
長期優良住宅技術的審査	
低炭素建築物技術的審査	
BELS(建築物省エネルギー性能表示制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年4月1日～令和元年9月16日の引受分で、交付日が令和元年10月1日以降の場合は、別途差額請求（消費税率2%分）</li> </ul>
その他の業務(※注 2)	
設計住宅性能評価(戸建住宅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書三面の竣工予定日時の消費税率を適用し引受、請求。</li> <li>交付日が確定し、消費税率が引受時と異なる場合は別途差額精算(消費税率2%分)</li> </ul>
建設住宅性能評価(共同住宅)	
建設住宅性能評価(戸建住宅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年9月17日以降の引受分は消費税率10%で引受、請求(※注3)</li> <li>平成31年4月1日～令和元年9月16日の引受分で、交付日が令和元年10月1日以降の場合は、別途差額請求(消費税率2%分)</li> </ul>
設計住宅性能評価(共同住宅)	
登録建築物エネルギー消費性能適合判定	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年9月17日以降の引受分は消費税率10%で引受、請求(※注3)</li> <li>平成31年4月1日～令和元年9月16日の引受分で、交付日が令和元年10月1日以降の場合は、別途差額請求(消費税率2%分)</li> </ul>

※注1：交付日とは、弊社が適合証、評価書等を発行する日です。検査日等ではありません。

※注2：その他の業務とは、次世代住宅ポイント対象住宅証明書、現金取得者向け新築対象住宅証明書、建築物省エネ法第30条又は36条認定技術的審査、贈与税の非課税措置に係る証明書、耐震評定業務、木造住宅耐震診断等評価業務 です。

※注3：受付日から交付日までの期間が長いため、事前に消費税率10%を適用させていただきます。但し、交付日が令和元年9月30日以前となった場合は、別途差額精算させていただきます。ご了承ください。

以上